

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の分限に関する手続及び効果に関する規則

令和 7 年 11 月 10 日
組合規則第 90 号

(準用規程)

第 1 条 本組合職員の分限に関する手續及び効果に関する規則については、美咲町職員の分限に関する手續及び効果に関する規則(平成 18 年美咲町規則第 90 号)を準用する。この場合において、同規則中「町長」を「管理者」に読み替えるほか、必要な技術的読み替えについては、管理者が別に定める。

附 則(令和 7 年 11 月 10 日組合規則第 90 号)

この規則は、公布の日から施行する。